

返戻金制度に関する事項

当社は、有料職業紹介基本契約を締結した際の返戻金制度を下記の通り、導入しております。

記

有料職業紹介基本契約書に基づき求人者が採用した人材(以下「丙」という)が、丙の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により短期退職した場合には、当社は、求人者から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を求人者に払い戻すこととします。

1. 3ヶ月未満で退職した場合、紹介手数料の50%に相当する額を上限とし、求人者と当社の協議の上、返金額を決定するものとします。
2. 丙が、専ら求人者の都合により短期退職をすることとなった場合には、紹介手数料の払い戻しは、行わないものとします。

寅二郎ワークス株式会社
埼玉県久喜市久喜東 1-2-2 フジタ 12 ビル 3F

有料職業紹介許可番号 : 11-ユ-301017